

2011年12月29日

三井住友海上プライマリー生命

変額個人年金保険『LGシリーズ』をリニューアルして2012年1月4日より販売開始します。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(本社:東京都中央区、社長:樋口 幸男)は、『LGシリーズ(加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005))』を、リニューアルして2012年1月4日より販売開始いたします。

『LGシリーズ』はご自身のための年金をお考えのお客さまだけでなく、配偶者やお子さまに年金を引き継がせたい方、万が一ご自身がお亡くなりになられたときのご遺族のことをお考えの方など、さまざまなお客さまのご要望にお応えしながら、一生涯の年金をお受け取りいただける個人年金保険です。

加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)

商品リニューアルのポイント

ポイント1

ご加入年齢を引き下げ、より早くからご契約が可能となります。

一生涯の年金の受け取りを早く開始したい、配偶者やお子さまが若いうちから受け取りを開始したい、そうしたご要望に応え、ご加入いただけるお客さま(被保険者)の年齢を、51歳からに引き下げました。

ポイント2

効果的な運用を目指し、特別勘定の配分割合を変更しました。

特別勘定が主な投資対象としている投資信託は、国内外の株式、債券等に長期分散投資を行い、年金額のステップアップを目指します。

ご契約の
最短1年後から、
一生涯の年金を
お受け取り
いただけます。

基本年金額は
一時払保険料
(基本保険金額)の
3%・3.5%・4%

**年金額の
ステップアップ**
が期待できます

プライムウェイ LG型

Sweet & Sweet
LG Next
スート&スート LG ネクスト

エバーライフ
Select Neo
— 早期受取ステップアップ終身年金型 —

記・年・樹 II
〔樹・年・記 II〕
(早期受取終身年金プラン)

※商品の概要については、添付の『商品の特徴とイメージ図』『商品概要』をご参照ください。

商品の特徴とイメージ図

■ 一生涯の年金をお受け取りいただけます。

- ご契約の最短1年後から、一生涯の年金をお受け取りいただけます。
- 契約日から年金支払開始日までの期間に応じて、お受け取りいただける年金額が算出されます。

契約日から年金支払開始日までの期間(積立期間)	4年未満	4年以上7年未満	7年以上
基本年金額の算出率(基本保険金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%
基本保険金額1,000万円の場合の基本年金額	30万円	35万円	40万円



■ 運用成果により、年金額のステップアップが期待できます。

- 積立期間中と年金支払期間中は積立金を特別勘定で運用します。
- 特別勘定の運用成果により、お受け取りいただける年金額のステップアップが毎年期待できます。なお、一度ステップアップした年金額はその後、一部解約をしない限り下がることはありません。

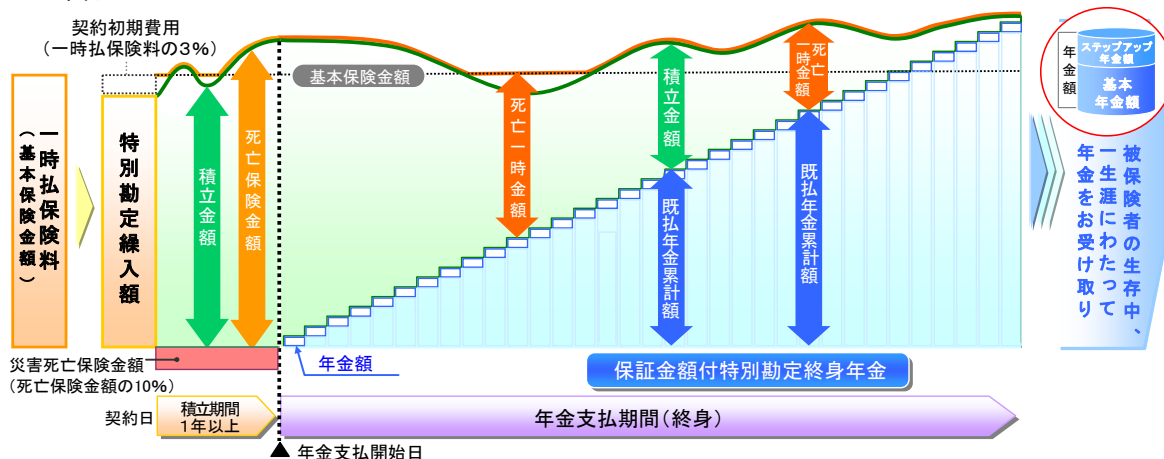


■ 払込保険料相当額(基本保険金額)の100%が最低保証されます。

- 積立期間中に被保険者が亡くなった場合、死亡保険金は払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。
- 年金支払期間中に被保険者が亡くなった場合、受取総額(死亡一時金額と既払年金累計額を合算した額)は、払込保険料相当額(基本保険金額)を下回ることはありません。



<イメージ図>



<ご注意>

- ※上図は、積立期間中ならびに年金支払期間中に解約、一部解約および増額がなかった場合のものであります。
- ※運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- ※保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に一部解約をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。
- ※この商品は預金ではありません。したがって、中途解約した場合の払戻金は、預金とは異なり元本保証がなく、払込保険料相当額(基本保険金額)を下回る可能性があります。
- ※受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

■ 取扱金融機関一覧

商品名	取扱金融機関
プライムウェイ LG	三井住友銀行
Sweet & Sweet LG Next	住友信託銀行
エーリーフ Select	大和証券
記・年・樹 II	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

(五十音順)

■加算年金1年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005) 商品概要

商品名				
基本保険金額 (一時払保険料)	500万円以上 5億円以下	300万円以上 5億円以下		
	※同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。			
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	51～80歳 年金支払開始日における年齢(契約年齢+積立期間)が90歳以下			
積立期間	1年以上			
年金支払開始年齢	52～90歳			
保険料の払込方法	一時払のみ			
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です。			
特別勘定				
特別勘定の名称	バランス 25			
特別勘定の資産比率	国内株式 15%、外国株式*10%、国内債券 45%、外国債券*30% *為替ヘッジあり			
年金				
年金種類	保証金額付特別勘定終身年金			
年金支払期間	終身			
年金額	基本年金額+ステップアップ年金額			
基本年金額	契約日から年金支払開始日までの期間に応じて、受け取る年金額を算出します。			
	契約日から年金支払開始日までの期間(積立期間)	4年未満	4年以上 7年未満	7年以上
	基本年金額の算出率(基本保険金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%
ステップアップ年金額	基準日(契約日から1年ごとの契約応当日の前日)の運用成果に応じて、基準日の翌日以後の年金額がステップアップする可能性があります。			
年金の種類の変更	所定の条件のもと特別勘定で運用する年金から一般勘定で運用する次の定額年金への変更が可能			
	年金種類	年金支払期間(保証期間)		
	確定年金	5年、10年、15年、20年		
	保証期間付終身年金	終身(5年、10年、15年)		
	保証期間付夫婦年金	終身(5年、10年、15年)		
	年金総額保証付終身年金	終身		
付加できる主な特約				
遺族年金支払特約	被保険者が死亡された場合に、死亡保険金または保証金額付特別勘定終身年金における死亡一時金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受け取ることができる特約です。 年金受取人：死亡保険金の場合は死亡保険金受取人、死亡一時金の場合は年金受取人 年金種類：確定年金(年金支払期間:5、10、15、20、25、30年)			
年金分割支払特約	年金受取人の申し出により、特約を付加することで、毎年の年金を分割してお受け取りいただけます。(遺族年金支払特約による年金ならびに一般勘定で運用する定額年金は分割してお受け取りいただけません。)			
諸費用				
契約初期費用	一時払保険料の3%			
保険関係費	積立金額に対して年率2.75%			
資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率0.1575%程度(消費税込)			
年金管理費	一般勘定で運用する定額年金の年金額に対して1%			
解約控除率	経過年数に応じて4～1%(契約日から10年未満の解約・一部解約の場合)			

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払い込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受け取りになる合計額が払い込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■預金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について (この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります)

- ご契約時……………契約初期費用として、一時払保険料に対して 3%を特別勘定への繰り入れ前に控除します。
- 特別勘定での運用期間中……………保険関係費として、積立金額に対して年率 2.75% / 365 <*1> を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費 <*2> として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575% 程度 (消費税込) / 365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 一般勘定で運用する年金の支払期間中……………年金管理費として、年金額に対して 1% を年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。(遺族年金支払特約による年金支払期間中も含まれます。)
- 解約時・一部解約時……………契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて 4% ~ 1% を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。

<*1> 加算年金 1 年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約の費用(積立金額に対して年率 0.95%)を含みます。

<*2> 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

■ご注意ください事項

- 運用実績によっては、年金額がステップアップしない場合があります。
- 保証金額付特別勘定終身年金の支払期間中に一部解約をした場合には、ステップアップ年金額は減額されます。
- 受取総額の保証率は課税前のものであり、課税後の受取総額はこの保証率を下回る場合があります。

※加算年金 1 年更新特則付保証金額付特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険(2005)『プライムウェイ LG 型』『スイート&スイート LG Next』『エバーリーフ セレクト ネオ』『記・年・樹 II』の主な特徴を記載したものです。

詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※上記商品に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。